

西東京・住基ネットいらなない! ニュース

2007年6月20日発行 vol.20 <http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshoNishiTokyo/>

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先／小崎 tel&fax 042-464-5481, 柳田 tel&fax 042-461-3246）

jjukisosyo@yahoo.co.jp 会費、カンパ振込先：住基ネット訴訟・西東京の会／郵便振替 00170-9-777564

速報!! 最高裁で不当判決確定 「コード付番は行政処分でない」 西東京住基ネット付番取消訴訟

「裁判所の姿勢に深い絶望」原告声明

住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）によるコード番号付番は、人格権、プライバシーの侵害であるとして、西東京市民3人が西東京市に付番の取り消しを求めていた訴訟で、6月8日、最高裁第二小法廷（中川了滋裁判長）は、住民側の上告を退ける決定を下しました。

この決定により、「コード付与は国民の権利や義務に影響を与える行政処分ではなく、訴訟の対象にならない」として訴えを却下した一、二審判決が確定してしまいました。これに対して、原告は以下の声明を発し、裁判所の姿勢を厳しく批判するとともに、今後も引き続いて住基ネットを監視していくことを宣言しました。

声明

住基ネットを超えて、地方自治と民主主義へ 前途は多難だが、未来は明るい!

裁判所は自ら「法の番人」であることを投げ捨て、「行政の番犬」であることを宣言した。今さらながらではあるが、今回の最高裁判決を受けての率直な想いである。

私たち西東京市民3人による「西東京住基ネット付番取消訴訟」は、2004年5月、東京地裁に住基ネットのコード番号付番取消しを提訴した。住基ネットシステムは個人情報漏洩の危機に晒しプライバシーを脅かすと同時に、番号によって行政機関が国民ひとりひとりの個人情報を一元管理することは、一過性の単なる整理番号とは根本的に異なる人格権の侵害となりうると考えたからだ。

私たちが被告として選んだのは、国でも都でもなく、西東京市である。地方自治法では国と自治体は対等な関係で、上下の別はないと定められている。住基ネットは法律上、「自治事務」として市がみずからの責任と判断で行うものとされており、市は住民の権利と利益を守るために最善の行動をとる義務と責任があるからである。基礎自治体である市と市民の間であれば、真に住民の利益とは何かという実のあるやりとりが可能であると考えたのである。

(原告声明 / 2面に続く)

(原告声明 / 1面から続く)

しかし残念ながら、裁判を通じて市は国の主張をなぞるばかりで、市独自の意見を聞くことはできなかった。住基ネットによって市の行政が効率化したという主張を具体的に立証することも放棄した。だがさらに奇怪なことに、一、二審判決は内容について一切言及することなく「審理を通じて立証された」という文言をもって、一切の論証抜きで「住基ネットには行政の効率化という正当な目的がある」と認定したのである。裁判所にとって、行政を勝たせるという結論がまずあったのではないかとさえ思わせる奇妙な判決である。私たちは、自身が住基ネットシステムを運営する責任者であるという当事者意識をついに感じさせなかった市の姿勢に落胆すると同時に、いや、それ以上に、事実に基づいて真実に到達しようという努力を一切投げすてた、裁判所の姿に深い絶望を感じざるを得ない。

そして最高裁の上告棄却の決定文は、わずか 18 行。「本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するもの」であるから、上告審で扱わないという短いものであった。「コード付番は国民の権利義務が発生する行政処分ではなく行政訴訟の対象にならない」という一、二審の判決はこれで確定した。西東京市も東京都も総務省も、住基ネット付番は行政処分であることを一度として否定してこなかったのに、この判決を是として受け入れるのであろうか。裁判を通じて、「住基ネット付番が行政処分でない」ことの論証などまったく行われていないのに。

確定判決によれば、住基ネットの 11 ケタのコード番号は単なる整理番号に過ぎないから、それにかんして住民は裁判所に訴える権利はないという。「単なる整理番号」にわざわざシールをつけて通知したり、本人以外には知らせないようにしているのはなぜだろう。判決は何も答えていない。しかし私たちには、そうした疑問を法的に問う手段さえないというのである。何ということだろう。

この裁判での住民敗訴は確定した。しかし確定判決によっても、住基ネットの安全性は何ら立証されたわけではないことを忘れてはならない。莫大な予算を投じた費用対効果はどうなっているのか、本当に行政の効率化に貢献しているかなど、さまざまな問題はなお検証もされず放置されている。私たち 3 名を含む 124 名の西東京市民が提訴したもう一つの訴訟「国家賠償請求訴訟」も、なお東京地裁で審理が続いている。私たちは今後も住基ネットを監視し続けることによって、地方自治は誰のためのものなのかを問いたい。そして、住民、地方自治体、国の三者の関係によってかたちづけられる民主主義のありようを明らかにしたい。前途は多難だが、未来は明るい！

2007 年 6 月 15 日

西東京 住基ネット付番取消訴訟原告団

住基ネット国賠訴訟 証人尋問

「4情報は個人情報として重要」

市民課長が、準備書面主張と異なる証言

4月23日、住基ネット国賠訴訟は第15回口頭弁論が開かれ、西東京市職員（現・市民課長）の菅野照光さんの証人尋問が行われました。

最初に被告代理人による主尋問があり、「市庁舎内でCSサーバーがいかに厳重に管理されているか」を中心にやりとりが重ねられました。しかし、サーバーを物理的に防衛するだけでは、ネットワークからの情報漏洩は完全に遮断できない、ということこそが問題の本質なのです。被告代理人の質問は、かえって被告の無理解をバクロするものと言えるでしょう。被告が主張している「行政の効率化」についても、証人は「お金では計算しがたい利益で、費用対効果を数字で表すことは難しい」などと具体性を欠いた証言に終始しました。

続いて原告代理人による反対尋問です。証人は答えにくい質問にも誠実に答えようとする姿勢を示し、いくつかは率直な証言も聞かれました。とくに、市外へ送信した後の情報の管理について「わからない」と明言したことは、市の管理責任を問う上で重要です。

住基ネット稼働に先立って西東京市長を含む全国市長会が、経費の全額負担を国に求める要望書を出したことについて問われると、「自分の立場では判断できない」。しかし、市が本当に自ら望んだ必要な事業であるというなら、国に経費負担を求めるのはおよそ筋違いな話。国の主導で無理やり事業に付き合わされた自治体の困惑ぶりをうかがわせます。

また実務の上でDV被害者などで4情報の保護に配慮しているという証言は、「4情報は公開されているので、秘匿の必要性はない=保護されるべきプライバシーとはいえない」という、これまでの被告主張とは明らかに異なります。日常業務の中で市民のプライバシー保護に留意せざるをえない現場レベルと、市の公式見解との齟齬が明らかになったと言えます。

さらに費用対効果や事務削減効果の試算について「今後、数字をまとめたい」との証言も注目されます。

主なやりとりは次の通りです。

市外へ送信された個人情報は「わからない」

[原告代理人(以下「代」)]市民の個人情報が都に送信されたあとどうなるか、把握しているか？

[証人]法に従って利用されていると認識している。

[代]都に送信した個人情報の利用状況を確認する手段はあるのか？

[証人]年に一度、審議会が開かれている。

[代]その審議会について監視する第三者機関はあるのか？ないなら、必要とは感じないか？

[証人]わかりません。

[代]情報は都からさらに全国に送信される。都の審議会が、国レベルでのチェックをすることが法的に可能なのか？

[証人]私には理解できません。

[代]稼働直前の市議会本会議(02年6月10日)で、当時の保谷高範市長が「システム構築運用経費の全額財政措置」などを盛り込んだ要望書を、全国市長会から国に提出したことを答弁している。自治体にとって真に必要なシステムであれば、自ら経費負担するのを厭わないはずだが、経費の全額負担を国に要望するというのは、住基ネットが国のためのシステムであるということではないか？

[証人]私の立場では判断しかねる。

「4情報は個人情報として重要と認識」

[代]被告は準備書面で、氏名・住所・性別・生年月日のいわゆる「4情報」は「個人識別のための単純な情報」にすぎず、「秘匿の必要性はそれほど高くない」と主張している。これが西東京市の考え方か？

[証人]市が管理する個人情報については、条例で対応する。上位法があれば、それに基づいて対応する。市の考え方というか、所管課長の判断になるが、市の中においては、市の条例に基づいて4情報は重要なものと判断している。

[代]DV被害者などについては、市はどのように対応しているのか？ 類型的な個人識別情報であっても、実際にはプライバシーとして保護すべき場合があることを認める運用をしているのでは？

〔証人〕DVやストーカーなどの被害者に対する配慮は行っており、4情報だけでなく、住民基本台帳に記載されている年金情報など13項目について、市は個人情報として重要であると認識している。

他業務では市職員のルール違反による事故も

〔代〕住民票コードは11ケタの識別番号にすぎないというのが、被告の主張だ。しかし改正住基法でわざわざ住民票コードの告知請求制限や利用制限を規定しているということは、法律は住民票コードの秘匿性が高いということを知っているのでは？

〔証人〕規定は規定であり、実態の判断はまた別の問題になると思う。

〔代〕漏洩の危険はないというが、職員のミスはありえないのか。市役所内で、過去に個人情報にかかわる職員のルール違反はなかったのか？

〔証人〕西東京市では、データを自宅に持ち帰って私物のPCで処理したディスクからウイルスが検知された・保健福祉部の職員が税オンラインシステムに不正にアクセスした・個人情報の入ったUSBメモリーを勝手に持ち出して紛失した、など3件の事例があった。

市にとっての行政効率と住基ネットの価値

〔代〕行政の効率化に資するというが、国・都・市、どのレベルの行政の効率化なのか？

〔証人〕その全てだ。

〔代〕国・都・市の利害が常に一致するとは限らない。利害がぶつかる時はどうするのか？

〔証人〕利害がぶつかるとはどういう事態か。仮定では答えられない。

〔代〕具体的に聞く。住基ネットの管理運営には市が金を出し、行政効率の利益は都が得ているのではないか？

〔証人〕都と市の利害が対立しているとは、私は思わない。

〔代〕地元住民の利益ということなら、夜間交付や休日交付などのサービスで対応できる。そのために住基ネットは必要なのか？

〔証人〕その場合は、住基ネットは関係ない。

〔代〕「住民の利便の増進」というとき、住民票の広域公布は含まれるのか？西東京市で広域利用の実績

はどのくらいあるのか？こちらの調べでは、住基カードを利用した付記転出は、稼働から2年間で6件はしかないが。

〔証人〕いま正確な数字はわからないが、付記転出が非常に少ないままであることは事実だ。

〔代〕たったそれだけの利用しかないものを、住民にとって便利な制度といえるのか？

〔証人〕お客様の選択におまかせするという立場だ。

〔代〕パスポート申請に住民票の添付がいなくなる、というのが住民のメリットとして説明される。しかしパスポートの更新は10年に一度。10年に一度の手続きで住民票1枚が省略できることにどれほどの価値があるのか？

〔証人〕住基ネットはいろいろな事務機能に使われるので、一つ一つとってみれば、価値は少なくなるかもしれない。

「費用対効果の試算を検討」

〔代〕事務削減効果、費用対効果について試算した数字はないか？

〔証人〕市民課では平成17年度に1名、18年度に1名、19年度に2名を削減している。住基ネット導入による直接的な削減とはいえないが、影響はやはりあるだろう。

〔代〕削減効果についての調査結果をまとめるつもりはないか？

〔証人〕削減効果についての調査は、いまはまだ行っていないが、今後まとめるつもりである。

〔代〕長野県の自治体アンケートでは、費用対効果が適正なバランスであると答えた自治体は1つもなかった。西東京市ではどうか？

〔証人〕数字を比較できる状態にないので、どちらともいえない。現時点では答えられない。ただし、数字に表せない効果もあると認識している。

〔代〕市長は2005年10月に、住基ネットの費用対効果について「数字をお示しするのは、現段階では難しい」と言っている。その後1年半たった現在の時点ではどうか？

〔証人〕まだ数字はまとまっていない。長野県の算出例を参考にして、何らかの費用対効果が出せないか検討している。

よてい表

住基ネット訴訟・西東京の会 総会

6月17日(日)14時～ 保谷公民館第1会議室

(西武新宿線西武柳沢駅南口)

国賠訴訟 第16回口頭弁論

7月9日(月)10時～ 東京地裁713号法廷

活動日誌

4/23 国賠訴訟第15回口頭弁論
6/8 取消訴訟最高裁が上告棄却